

リハビリフィットネス訪問看護ステーション守山 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 Think Body Japan が開設するリハビリフィットネス訪問看護ステーション守山 (以下「ステーション」という。) が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下「看護職員等」という。) が、要介護状態 (介護予防にあっては要支援状態) であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、

全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 リハビリフィットネス訪問看護ステーション守山
- ② 所在地 名古屋市守山区高島町 45 番地ハイグレージュ M203 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は以下の通りとする。

(1) 員数

- ・管理者 1人以上 (看護職員と兼務)
- ・看護職員 3人以上 (常勤換算)
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2人以上 (常勤換算)

(2) 職務内容

①管理者

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

②看護職員等

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書 (介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。) を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

②営業時間 午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（事業の内容）

第６条 事業の内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 病状観察 | ⑫ 介護用品の管理・指導 |
| ② 体位変換 | ⑬ その他、医師の指示による看護 |
| ③ 栄養・食事の援助 | ⑭ ADL 訓練 |
| ④ 排泄の援助・オムツ交換 | ⑮ 筋力訓練・関節可動域訓練 |
| ⑤ 整容・衣服の着脱の援助 | ⑯ 屋外活動訓練 |
| ⑥ 移動・移乗・散歩などの介助 | ⑰ 歩行訓練 |
| ⑦ 口腔ケア | ⑱ 呼吸リハビリテーション |
| ⑧ 身体の清潔保持 | ⑲ 高次脳機能障害へのリハビリテーション |
| ⑨ 認知症に対する自主プログラム | ⑳ 認知症への対応 |
| ⑩ 家族の介護相談・支援 | ㉑ その他医師の指示によるリハビリテーション |
| ⑪ 家屋改造のアドバイス | |

（利用料等）

第７条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その１割の額とする。

２ 交通費

第８条の通常のサービスの実施地域に居住の利用者は無料とする。それ以外の地域に居住の利用者については交通費が実費負担となる場合がある。

３ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常のサービスの実施地域は名古屋市守山区域とする

* 地域以外でも利用者の希望があれば対応する。

（緊急時等における対応方法）

第９条 看護職員等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（苦情処理）

第１０条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

２ 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３ 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 1 1 条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 1 2 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等に関わる事項)

第 1 3 条 従業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(従業者の就業環境に関わる事項)

第 1 4 条 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 1 5 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 6 カ月以内

② 継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 Think Body Japan 代表社員 小幡匡史とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日、一部条文の追加および変更を施行。

この規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。